人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正について

令和8年10月30日
人材局企画課

１．改正内容

人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）（以下「規則」という。）においては、官民人事交流に係る交流基準として、本省庁の組織と所管関係にある場合の交流派遣及び交流採用の制限などのルールを定めている。

今般、日本学術会議法（令和７年法律第７０号）の施行により、従前国の機関であった日本学術会議が法人化され、官民人事交流の対象の府省から除外されることから、以下のとおり、規則の一部改正を行う。

・　交流制限の範囲を定める「本省庁」の定義から日本学術会議を削除する。
・　交流派遣前２年以内に本省庁に属する官職を占めていた職員については、役職段階に応じ、所管関係のある民間企業との交流が制限されることから、「法人化前の日本学術会議」に属する官職を占めていた職員にこれらの制限を課すことができるよう、所要の経過措置を設ける。

２．公布日・施行日

令和８年１０月１日公布・施行

以　　上